

豊中市利用者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊婦がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、豊中市とする。なお、市長が認めた者へ委託等を行うことができるものとする。

(事業内容)

第3条 子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（以下「利用者支援事業」という。）をいう。

(実施内容)

第4条 実施内容は、次のとおりとする。

(1) 基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者の視点にたった寄り添い型の支援をする。

(2) 特定型

待機児童の解消等を図るため、地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援する。

(3) こども家庭センター型

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れめのない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れめのない対応などの相談支援体制を構築する。併せて、特定妊婦、産後うつ、

障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できるような体制整備を行う。

(子育て支援コーディネーターの配置)

第5条 第4条に定める業務を行うため、各類型に子育て支援コーディネーターを配置する。(以下「子育て支援コーディネーター」という。)

(関係機関等との連携)

第6条 実施主体(委託先を含む。以下同じ)は、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関・団体等に対しても利用者支援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業を円滑かつ効果的に行う。

(連絡調整会議の設置)

第7条 子育て支援コーディネーターの相互の密接な連携を深め、サービス情報の共有化、情報提供方法の検討、サービス利用への支援のあり方等について情報交換を行い、事業の円滑な運営を図るため、連絡調整会議を設置する。

(個人情報の保護)

第8条 利用者支援事業により知り得た個人情報については、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月23日条例第44号)の規定に基づき適切に取り扱わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。